

# 西宮市子ども・子育て会議

## 第4回 確認部会

### 会 議 録

■日 時：平成30年7月24日(火)

■場 所：西宮市役所東館8階 802会議室

〔午後 5 時 57 分 開会〕

○事務局 少し早いですが、皆様お揃いですので、ただいまから西宮市子ども・子育て会議第 4 回確認部会を開会します。

本日は、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、ありがとうございます。

また、日程調整についてもご協力いただきまして、ありがとうございました。

本日、●●委員はご欠席です。

それでは、資料の確認をします。

1 点目は、左上をホッチキスどめしている会議次第です。委員名簿、事務局名簿、座席表、子ども・子育て会議運営要綱を添付しています。2 点目は、左 2 点ホッチキスどめの資料集です。

本日の資料は以上ですが、お揃いでしょうか。もし足りないものがあればお申し出ください。

それでは、部会長に会議の進行をお願いします。

○部会長 皆様におかれましては、本日は暑い中、また、時間変更にも応じていただき、本当にありがとうございます。ご出席賜り、ありがとうございます。

最初に、傍聴希望者の確認をします。

子ども・子育て会議と同様に、確認部会も原則公開し、議事録も公表されます。

本日、傍聴をご希望の方はいらっしゃいますか。

○事務局 いらっしゃいません。

○部会長 今はおられません。今後、傍聴希望の方が来られたら、随時傍聴を許可することよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○部会長 それでは、次第に沿って進めます。

まず、報告事項として、「報告(1)幼児教育・保育の無償化について」、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 資料集 1 ページをお願いします。

まず、「1. 国の動向」についてです。

平成 29 年 12 月に「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、3 歳児～5 歳児の幼稚園、保育所、認定こども園の保育料を無償化することが決定しました。この段階では、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育にかかる利用料も無償化の対象とするかどうかは今後の検討とされていました。また、実施時期についても、一斉に無償化が始まるのではなく、平成 31 年 4 月に 5 歳児のみを先行して実施し、平成 32 年 4 月から全面実施するとされていました。その後、認可外保育施設の利用料などを無償化の対象とするかどうかの検討会が設置、審議され、平成 30 年 6 月に、新たに「経済財政運営と改革の基本方針」が示されました。ここでは無償化の実施時期が、消費税の増税に合わせて来年の秋(平成 31 年 10 月)から全面実施されることや、検討事項となっていた認可外保育施設の利用料なども無償化の対象とすることが決定しました。

次に、「2. 無償化の対象世帯と対象施設」です。現時点で国から示されている

内容を表にしています。3歳児～5歳児のうち、保育の必要性の有無や通園施設によって無償化の内容が異なります。

まず、両親が共働きなどで保育の必要性がある児童については、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育、認可外保育施設、いずれも保育料が無償となります。ただし、園で利用料を定める幼稚園と認可外保育施設については、月額の上限額が定められることとなります。また、表の下の※印の2つ目ですが、保育の必要性のある児童が幼稚園に通園し、幼稚園の預かり保育を利用して長時間保育を受ける場合には、幼稚園の保育料に加え、預かり保育の利用料金も無償化の対象となります。

表に戻って、次に、保育の必要性がない児童については、幼稚園、認定こども園の利用料が無償となります。保育所、地域型保育はそもそも利用することができませんので対象外となります。また、認可外保育施設についても対象外となります。

このほか、0歳児～2歳児については住民税非課税世帯のみが対象となることや、わかば園などの障害児通園施設の費用についても無償となることが決まっていますが、制度の詳細については示されていません。今後も国の動向を注視し、来年秋の実施に向けて準備を進めてまいります。

説明は以上です。

○部会長 ただいま事務局から幼児教育・保育の無償化についての説明がありました。報告事項ですので、ご質問がありましたらお受けしたいと思います。

給付型の幼稚園に移らず、私学助成型の幼稚園に残っている人たちは、世帯の所得によって就園奨励費が出ますが、そのほかにさらに月に3万7,000円ですか。

○事務局 就園奨励費自体がなくなってしまいます。

○部会長 なくなってしまって、全部3万7,000円ですか。

○事務局 上限だけが定められるような形です。

○部会長 西宮市は、国の基準に就園奨励費を上乗せしているんですか。この3万7,000円という額はみんなにとってお得になるのか、それとも変わらないのでしょうか。

○事務局 一部国の基準に上乗せをしている部分がありますが、この案が今後どうなるかの分析まではできていないところです。

○部会長 分かりました。国も細かいことはこれから実務レベルの人たちの意見を聞いて詳細を決めていくと言っていましたね。

○事務局 国からの通知はまだ何も来ていない状況です。

○部会長 今から考えるそうです。

ほかに皆さんいかがですか。よろしいですか。

〔発言者なし〕

○部会長 では、次の「報告(2)平成30年4月の保育所等待機児童数について」、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 資料集2ページの「1.平成30年4月の保育所等待機児童数について」です。

上段の表は、入所申込者と保育所等へ入所できなかった方の推移です。

平成30年の欄ですが、平成30年4月から保育所に入所したいと申し込みされた方は2,745人で、昨年度から42人増加しました。そのうち入所できなかった利用保留児童数は828人で、こちらは昨年度と比較して2名の減少です。

次に、その下の表ですが、一般的に待機児童数と呼ばれるものは、先ほどの入所できなかった828人ではなく、そこから育児休業中の方や、ほかに空きがあるにもかかわらず特定の保育所のみを申し込まれている方などを差し引いた数となります。本市では、昨年から90人増加し413人となっています。このように増加したのは待機児童数の定義が変更されたことによるもので、旧定義で見た場合は昨年から23人減の300人です。

次に、「2. 平成28年度～平成30年度の待機児童対策進捗状況について」です。

現在、本市では、平成28年度～平成30年度に約1,500人の受入枠拡大を図ることを目標に待機児童対策を進めています。ここでは現在の進捗状況をご説明します。

下段の表は、保育所は各年4月開設に向けて前年度に整備しますので、平成29年開設分は平成28年対策、平成30年開設分は平成29年対策と表記しています。表の上段が平成28年度に立てた計画値、下段が現在の進捗状況です。

平成28年対策は、計画値260人に対し、実際の増員は189人とどまりました。

次に、平成29年対策は、計画値535人に対し、①から⑤の5園で412人の増となっています。「①コペル保育園」と「②ゆめっこわかば保育園」は、2月に開催した当会議で審議いただいたもので、今年4月に既に開園しています。③から⑤は、入札不調などにより4月開園が間に合わなかったため今回審議していただくことになった園です。これらは年度内に開園する予定です。

次に、平成30年対策ですが、計画値695人に対し、現在、⑥から⑫の7園を整備しています。

3か年合計で、計画値1,490人増に対し、1,306人増の受入枠拡大にめどが立っている状況です。これらのほか、内閣府が所管している企業主導型保育事業が昨年から西宮市でも開設されており、保育幼稚園指導課で把握している7月時点の状況では、276人の受入枠があります。

最後に、3ページの上段の表は、利用保留児童数を昨年と年齢別で比較した資料です。

地図は、小学校区別の利用保留児童数を示したもので、各小学校区の左側の数値が平成29年、右側の数値が平成30年です。また、白抜きで表記している小学校区は平成30年の利用保留児童数が30人を超える小学校区で、色付きの黒字で表記している小学校区は20人を超える小学校区です。また、●で白塗り数字が入っているものが①から⑫までありますが、これは先ほど2ページ目の下段で説明した平成30年、31年に開設する保育所の位置を示したものです。

説明は以上です。

○部会長 ただいま事務局から平成30年4月の保育所等の待機児童数について説明がありました。こちらも報告事項となりますので、ご質問があればお受けしたいと思います。ご質問のある方はどうぞご発言ください。

平成28年対策の平成29年開設分が計画値を下回った主な理由は何でしょうか。

○事務局 当初は、小規模保育施設についても毎年度大体7園ずつ開設をしようと考えておりましたが、その分をこの2か年差し控えたことによる減が大きな理由になるかと思えます。

○部会長 差し控えたのはどうしてですか。

○事務局 西宮市では、地域型保育事業として0～2歳児の保育所を今までかなりたくさん整備してきましたが、その結果、その方の卒園後の行き先を確保できない状況になっています。3歳児の壁と言われているものですが、そのバランスを整えるために今は開設を控えている状況です。

○部会長 横浜では、0～2歳児の地域型をつくるときには、3歳児以上の受入枠を確保するために、幼稚園と組んだり姉妹園をつくったりしていますが、それがうまくいかなかったのか、最初から想定しなかったのか、3歳児の定員が増えなかった主な要因は何でしょうか。

○事務局 連携施設と呼ばれるものについては確保されていて、保育内容の支援などについては連携をしています。受入枠としては連携施設としてはキープしていませんので、その結果、今問題が噴出しているところです。

○部会長 普通に考えれば、0～2歳児の待機児童対策をつくると、当然3歳児の枠も想定されますよね。どの自治体も、完璧ではなくても、幼稚園の認定こども園化を図ったり、横浜保育室は、それこそ横浜型預かりで幼稚園とくっつけてもらったり、あえて新設園に0歳児の認可はつくらないなどして、0・1歳を入れるようにしているのですが、そういう計画なしに地域型をつくったということですか。

○事務局 そうです。

○部会長 計画なしにつくったのですか。子供は毎年誕生日が来たら年をとりますね。何とかなると思っていたのですね。

○事務局 3歳児以上もまだ空きがあった時期もありましたので。ただ、つくり過ぎてしまったこともあると思います。

○部会長 つくり過ぎたわけではなくて、待機児童はいるのですから。

○事務局 そうですね。待機児童の数としては、1歳児、2歳児が今すごく多い状況ですので、そういうところに手当てしたい気持ちはあるのですが、今はそれを控えている状況です。

○部会長 入りたい人をただページに入れていないだけだから解決になっていないですね。つまり、3歳児で待機にならないように1～2歳児で入れずに、お母さんの仕事をやめさせているということですね。0・1歳は計画なしにつくってしまったから3歳児の待機が出た。でも、保育ニーズ自体は変わっていないわけです。0・1歳の扉を閉じたにすぎないですよ。アンケートでわかったように、0～2歳で入れずにお母さんが仕事をやめるように追いやって3歳を受け入れないようにしているだけで、全然問題解決になっていないですよ。

○事務局 そうです。

○部会長 それはお分かりなのですね。

○事務局 はい。そのために、705人増と書いていますが、0歳児～5歳児を受けられる保育所をつくろうと今努力しているところです。

○事務局 補足します。27年度に子ども・子育て支援新制度に移行したときに、小規模保育等をたくさんつくったことが今に至っている現状を招いている要因ですが、その当時、私立幼稚園も認定こども園に移行することも考えられるであるとか、保育所での3歳児以降の受入れも可能になってくるのではないかなど、今考えると甘い推測だったところはあると思います。

○部会長 希望的観測だったのですね。行政がルールをつくらない限りやらないですからね。

○事務局 そうですね。今、連携施設としては、事実上、形の上では公立保育所が担っているところで、一番大事な卒園後の受け皿の役割はなかなか果たし切れていないです。

○部会長 小規模保育施設に行っているお母さんたちの満足度は低いです。激戦で第1希望の認可に入れず、地域型のほうが人気がない。なぜかという、保育内容がいい悪いではなくて、またすぐ次の入所申請をしないといけないのが分かっている、入れる見込みがないので、地域型保育施設に入ったお母さんたちは、保育内容以前にもものすごくストレス度が高いです。次に入れるかどうかわからない、生き延びられるかどうかわからない状態なので、まずい状況ですね。

○委員 今、仕事をやめさせるということがありましたが、結局そういうことですか。3歳児以上の待機の方はその後どうされているのですか。

○事務局 以前、28年度にお入りいただけなかった皆さんにアンケートをとったことがあります。卒園児の方だけではないのですが、そもそも保育所に入れなかった方に対してどうかとお聞きしたところ、認可外保育施設に預けながら働いている方がたしか25%程度いて、あとは祖父母などが見ながらという方もいらしたと記憶しています。その結果、お勤めができなかった方も一定いらっしゃると思います。

○事務局 実際入れない子供さんがいるので、2号の受け皿としては、4歳、5歳になるのですが、認可外がその子たちを親から受け取って、公立幼稚園に就園時間は預けて、また認可外に連れて帰るといった形でやられているところもあって、保護者なりに工夫されている事例はあります。

○部会長 それは都心部で結構あるのですが、親御さんは幼稚園の保育料と認可外の保育料を二重に払わなければいけないので負担になります。

○事務局 決していいとは言えないところですが、苦肉の策でそうされています。

○部会長 幼稚園は夏休み、春休みがありますから、小規模に4・5歳児が朝から晩までずっといるので、けがも多いですし、よくない状況であることは確かですね。

ほかに皆さんいかがですか。よろしいですか。

〔発言者なし〕

○部会長 それでは、「議事(1) 教育・保育施設の確認(利用定員の設定)」に移ります。

本日は、「確認」の制度概要について事務局から説明を受けた後、利用定員につ

いてご意見を求めたいと考えています。

まず、事務局から「確認」の制度概要について、資料の説明をお願いします。

○事務局 資料集4 ページです。

この確認部会は、新たに「確認」を受ける施設の利用定員の設定に関してご意見をいただく場ですが、具体的な案件についてご説明する前に、改めて制度概要を説明します。

まず、前提として、子ども・子育て支援新制度では、市町村が主体となって子育て支援に関する地域のニーズを把握し、そのニーズを満たすために数値目標を設定し、支援施策を供給することが主眼となっています。そのために策定するのが「子ども・子育て支援事業計画」です。

新制度では、幼稚園や保育所などは開設にあたって、まずそれぞれの法律の規定に基づく職員の配置基準や施設の面積基準を満たしているか、そのほか園を運営する能力があるかどうかを審査されます。これが「認可」です。ここで認められた定員を「認可定員」といいます。「認可」は基本的には都道府県が行いますが、政令指定都市や中核市では市が認可を行うことができます。

「認可」によって幼稚園や保育所として運営していける基準を満たしていると決まった後、事業者の申請に基づき、子ども・子育て会議にご意見をお聞きしながら、市町村が地域のニーズと実情に合った供給を行うために適切な定員設定を行うのが本日の「確認」です。

ここで「確認」を受けた利用定員に対して、公定価格の定員別の単価が適用され、施設型給付費が支給されます。

本市では、この確認部会を「子ども・子育て会議のご意見をいただく場」として位置付けています。

中段の「(確認部会での意見聴取事項)」として四角で囲っているところをご覧ください。

確認部会では、1、新設の認定こども園・幼稚園・保育所や、小規模保育などの地域型保育事業の利用定員を定めるとき、そして、今回は該当はありませんが、2、既存の私立幼稚園が新制度の幼稚園に移行する際に利用定員を定めるとき、3、他市で確認を受けている地域型保育事業を本市の市民が利用する際に利用定員を定めるとき、この3つの事項について、あらかじめご意見をいただくこととなります。

次に、「2) 認可と確認」です。

教育・保育施設、地域型保育事業は、学校教育法や児童福祉法などで定める職員配置基準や保育室・園庭の面積基準などの認可基準、ハード面での基準を満たす必要があるほか、新制度では、子ども・子育て支援法に基づき、利用開始に伴う利用者への説明、同意を得る手続や運営方針など重要事項を定めた運営規程の整備など運営に関する基準、ソフト面での基準を満たす必要があります。

5 ページ上段の表をご覧ください。

認可と確認を行う主体は、施設等によって異なります。

「確認」は、すべての施設等を市が行います。「認可」は、幼保連携型認定こど

も園、保育所、地域型保育事業は本市で行いますが、幼保連携型以外の認定こども園や幼稚園の認定・認可は兵庫県が行います。

次に、下段の「民間保育所・幼保連携型認定こども園を新設する場合の流れ」をご覧ください。認可と確認がどのタイミングで行われるか、流れを例示しています。

現在本市では、「市有地公募型」もしくは「事業者用地確保型」にて募集を行っていますが、まず初めは、保育所の設置・運営法人を公募し、応募してきた運営法人の提案内容について学識経験者で構成する「西宮市保育所等整備審査委員会」で審査し、市が事業者を決定します。さらに、整備する園舎や園庭、配置する職員数などが児童福祉法などで規定する基準に適合しているかどうかを審査し、「認可」することとなります。この際、あらかじめ「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」で意見を聞くこととなります。最後に、子ども・子育て支援法に基づく運営基準に適合しているかどうかを「確認」することとなりますが、設定する利用定員について、あらかじめ「子ども・子育て会議」での意見を聞くこととなります。これらを経て、開園・運営がスタートします。

次に、6ページの「3）確認の効力」について説明します。

認定こども園、幼稚園、保育所に対する「確認」の効力は、全国に及ぶこととなりますので、本市の市民が他市の例えば認定こども園を利用する場合、本市で「確認」を行う必要はありません。一方で、小規模保育事業や家庭的保育事業などに対する「確認」の効力は市区町村内のみに及びますので、本市の市民が他市の地域型保育事業を利用する場合は、本市で改めて「確認」を行う必要があります。

中段の図表をご覧ください。

具体的な事例を挙げますと、西宮市民が里帰り出産のため大阪府内の実家A市に帰省して、産前産後の間、上のお子さんをA市内の施設に預ける場合です。

預け先の施設が認定こども園、幼稚園、保育所の場合は、定員に空きがあるなどの諸条件をクリアする必要がありますが、すぐに入園・入所が可能となります。預け先が小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育事業であった場合、定員に空きがあるなどの諸条件をクリアしていたとしても、西宮市の「確認」を受けていなければ、すぐに入園・入所ができません。

このように、西宮市民が他市で地域型保育事業を利用する場合、まずは、A市から「西宮市も確認します」といった同意をもらう必要があるほか、その地域型保育事業からの申請を受け西宮市が「確認」を行う必要があります。もちろんこのときにも、利用定員を設定し、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聞く必要があります。

こうした制度上の問題から、兵庫県内の市町間では、双方の地域型保育事業を利用する際に必要な「同意」の行為は不要とする旨の協定を結んでいます。このことで、西宮市民が兵庫県内の地域型保育事業を利用される場合は、子ども・子育て会議の意見聴取なども不要となります。しかしながら、協定を結んでいない県外の市町村を西宮市民が利用される場合は、中段の図表のような流れが必要になります。

次に、6ページの「4）利用定員について」で、利用定員の基本的な考え方につ



いて説明します。

1、各施設・事業者は、4つの区分で利用定員を設定することとなります。具体的には、1号認定が1区分、2号認定が1区分、3号認定は0歳と1・2歳の2区分に分けて利用定員を設定します。

2、利用定員は、原則、認可定員を超えない範囲で、利用状況を勘案して設定する必要があります。

例えば、3、実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合、実際の利用者数や今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定します。簡単な図で示していますが、認可定員100人の施設で、これまでの実績と今後の見込数を勘案したところ、利用者数が80人となる場合には、利用定員を80人と設定することとなります。

次に、8ページをご覧ください。

4、先ほどとは反対のケースですが、実際の利用人数が認可定員を超える場合には、認可定員の範囲内で利用定員を定めます。ただし、こうした施設等については、①～②にあるとおり、利用定員を適切に見直し、「確認」の変更を行う必要があります。また、利用実態に応じて認可定員を変更することが必要とされています。これらの見直しが行われず、「確認」した年度から起算して連続する2年度間(2・3号認定については5年度間)で常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が120%を超える場合には、施設型給付費が減算されるペナルティが科せられることとなります。

下の図で言うと、認可定員100人の施設では利用定員を100人に設定することになりますが、2年度間平均で120人の受入れを継続している場合には、施設型給付費が減算されます。

「確認」の制度概要については、以上です。

○部会長 「確認」の制度概要について事務局から説明がありましたが、ご質問のある方はお願いします。

○委員 定員について、曜日によって利用されるされないがあるかと思いますが、どのような考え方になるのでしょうか。

○事務局 入所されているかどうかは基準になります。

○部会長 西宮市内には幼稚園型・保育所型・地方裁量型の認定こども園はあるのでしょうか。なぜそれを聞くかという、兵庫県が認可権限に基づく監査をちゃんとしているのかどうかを知りたいからで、兵庫県は、実は監査不備、要するにちゃんと監査をしていないと指摘されている県です。認可権限に基づく監査指導権限は西宮市にはないので、県はしているんですか。それとも、こういう種類のものは西宮市にはないのでですか。

○事務局 幼稚園型の認定こども園と幼保連携型があります。

○部会長 県がちゃんと監査しているかは分かりませんか。西宮市は、確認主体として確認の権限に基づく監査を指導なさっていますか。

○事務局 新制度に移行した幼稚園については、市で確認監査しています。

○部会長 学校教育法に基づく幼稚園に関しては、西宮市は指導監査していないの

ですね。新制度に入って確認権限と認定の権限が入り交じって複雑になっているので、次の新制度では多分見直しになると思います。5年ごとに見直しはするのですが、ただ、無償化はその前に来るので、事故が起こったときに責任がどうなるかなと思っています。事故の報告が義務化されてから実施主体としての自治体の指導監査の義務がものすごくハードルが上がっている一方で、兵庫県は指導監査比率が低いワーストリストに入っていますので、どうなっているのかなと思っています。

○事務局 無償化の後の話については、まだ具体的なものは決まっていらないように思います。

○部会長 少なくとも現在、自分の市内にある兵庫県が認可しているところに兵庫県が監査に入っているかどうかは把握なさっていないということですね。ややこしいのですが、認可権限に基づく指導監査権限と確認権限に基づく指導の2種類があって、それはやり方が違うのですか、同じですか。

○事務局 新制度の幼稚園であれば、確認に基づく監査は市で行いまして、認可権限は兵庫県ですので、認可に関する指導監査は県が行いますが、そういった施設については、ある日は市が行って、次の日に県が行くみたいなことがないように、もしそれぞれで行くことが決まっているのであれば、調整して一緒に行くなど効率よくやっていきなさいという国通知は出ています。兵庫県は、県民局単位で指導監査の部門がありまして、それぞれ所管する県民局で監査を行っているのですが、実際に毎年、年1回行っているかというところ、そうではないと思っています。

○部会長 保育士確保のために加算や処遇改善費をいろいろ出されていますが、法人によっては保育士に全然支給されていないことが非常に問題になっていまして、東京都では、今年度から社会福祉法人の会計はすべてインターネット上で公開して、見るができるようになり、理事長や園長先生が幾ら給料を取っているかが全部分かるようになりました。西宮市が監査をする場合、ちゃんと実際に保育士さんに給料が払われているか、人件費加算分が必要な人に支払われているかは、納税証明書や給与表などを見てチェックなさっていますか。

○事務局 処遇改善加算の中で給与表などを個人ごとにチェックすることになっていますので、かなり細かく見えています。

○部会長 ほかの自治体では全然行っていないということも出ていますが、大丈夫ですね。

○事務局 一定、指導監査の中で賃金の支払い台帳をチェックしていますし、処遇改善の支払いをするときにも、実際には指導監査でその資料を園からもらって、それも見てお支払いをしていますので、事務の流れの中でそういった確認はしています。

○部会長 では、「夢工房」のようなことはないということですね。東京都は全部公開されて、幾つもの法人が全然回していないことがわかって非常に問題になっています。

○委員 処遇改善は、全国的には8割ぐらいしかやっていないと聞いていますが、

西宮市はありがたいことに全部計算までしていただいて園にくださるので、西宮市は処遇改善は100%見ていると思います。

○部会長 西宮市の話ではなくて、やっていないところがあると財務省が給付費を削ると言っています。園長や理事長がすごく給料を取って保育士に回っていないと、施設給付金自体の単価を財務省が下げてきますので、ちゃんとやっていただかないといけません。

ほかにありませんか。よろしいですか。

[発言者なし]

○部会長 引き続き、利用定員の設定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 9ページの「2.利用定員の設定」をご覧ください。

今回新たに利用定員を設定する施設、いわゆる新設整備の施設の一覧です。

平成30年度途中に、認定こども園が1園、保育所が2園の計3園が運営をスタートします。

まず、1の新設の幼保連携型の認定こども園についてです。

こちらは、西宮市や名張市等で幼保連携型認定こども園4園と認可保育所1園を運営する社会福祉法人任天会が日野町の民有地を賃借して開設する認定こども園「日野ひかりの森こども園」です。利用定員は、1号から3号で合計120人です。

次に、2と3が新設の保育所です。

2の「ニコニコ桜今津灯保育園」は、西宮市で幼保連携型認定こども園2園を運営する社会福祉法人長陽会が今津水波町の市有地で開設をする保育所です。利用定員としては、2号から3号で計90人です。

3の「西宮北口こどもの園」は、南あわじ市や神戸市垂水区で幼保連携型認定こども園7園、西宮市で認可保育所2園を運営する社会福祉法人みかり会が阪急西宮北口駅今津線ホーム下で開設する保育所です。利用定員としては、2号、3号で計50人です。

利用定員の設定についての説明は以上です。

○部会長 利用定員の設定について事務局から説明がありました。ご意見、ご質問がある方はお願いします。

年度途中の開園なのでこれに申し込めば入りやすいんですか。もうご案内はなされているのですか。

○事務局 2番の「ニコニコ桜今津灯保育園」と3番の「西宮北口こどもの園」については、既にホームページや市政ニュースでご案内していますし、申込みの受付も既に始まっています。1番の「日野ひかりの森こども園」については、まだ一般にオープンにはされていませんが、近々オープンされることとなります。

○部会長 2の「ニコニコ桜今津灯保育園」と3の「西宮北口こどもの園」に関しては、ホームページ上でも公開されているなら、「できるらしいよ」と言ってもいいんですね。

ほかに皆さんございませんでしょうか。よろしいですか。

[発言者なし]

○部会長 では、本日の議事については、ここまでとさせていただきます。

最後に、事務局から連絡事項はありますか。

○事務局 本日は、お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございました。

今年度は、第2期の子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査を実施する予定にしています。内容等は子ども・子育て会議にて審議の予定にしています。日程の調整などを事務局からご連絡します。

事務局からは以上です。

○部会長 それでは、これをもって閉会します。ありがとうございました。

[午後6時38分 閉会]

## 【委員出席者名簿 4名】

## 【事務局出席者名簿 10名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
公募委員	多田 由希子	子供支援総括室長	川俣 均
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	田村三佳子	子供支援総括室参事(計画推進担当)	安福 聡子
西宮市私立保育協会 会長	藤原 和子	保育施設整備課長	貴志 健太
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	保育幼稚園指導課長	田中 由恵
		子育て事業部長	伊藤 隆
		子育て事業部参事(保育指導担当)	田中 玲子
		保育入所課長	秋山 一枝
		保育幼稚園支援課長	松井亮一郎
		【教育委員会】	
		学校改革部長	津田 哲司
		学校改革調整課長	谷口麻衣